

特定非営利活動法人 難民を助ける会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 難民を助ける会定款第19条に基づき、役員報酬について定める。

(対象)

第2条 役員報酬の支給対象者は、会長、理事長、副理事長、専務理事、常任理事を含む理事とし、役員総数の3分の1以下の範囲内とする。常勤、非常勤を問わない。監事には報酬を支払わない。

(種類)

第3条 役員報酬は、以下の3種とする。

- (1) 月額役員報酬
- (2) 役員特別報酬
- (3) 役員退任慰労金

2 在任中に死亡した理事に(3)役員退任慰労金を支給することができる。

(報酬額)

第4条 役員報酬の額は、常任理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(給与等)

第5条 月額役員報酬は、単独で支給するものとし、手当など他の給与等と併せての支給することはしない。

2 前項にかかわらず、会の職員を兼務する理事に役員報酬を支給する場合は、職員給与とあわせて支給することがある。その場合は、支給総額を考慮して役員報酬の額を決めるものとする。

(控除)

第6条 法令または規程に基づき、役員報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の額から、その金額を控除して支払うことがある。

(緊急措置)

第7条 会の財政状況が著しく低調となった場合、または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、常任理事会の議決を経て、役員報酬の減額・一時的な支給停止などの措置を取ることがある。

実施 平成26年6月21日

職員の給与の支給に関する規定

就業規則 第 28 条・第 29 条・第 30 条・第 31 条・第 32 条・第 33 条・第 34 条・第 35 条・第 36 条・第 37 条・第 38 条・第 39 条に記載があります。

就 業 規 則
(2019 年 1 月)

就 業 規 則

当会の活動に携わる者は、ボランティア精神を持ったプロフェッショナルとして、特定の政治、宗教、思想に偏することなく、世界各地の難民等の自活・自立のために必要な救援・支援その他の国際協力活動を行う。人類の共存・共栄の理念を普及し、我が国の国際的地位の向上に資するべく各自が最大限の努力を払い、人間としての崇高なる誇りを持ち活動していくものとする。

（目的）

第1条 この就業規則（以下「規則」と言う。）は、職員の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めるものである。

②アルバイト職員、嘱託職員および専門家については、本就業規則は適用しない。

（規則の遵守）

第2条 会及び職員は、ともにこの規則を守り、相互に協力して業務の運営に当たらなければならない。

（服務規律）

第3条 職員は、会の指示・命令を守り、職務上の責任を自覚し、誠実に職務を遂行するとともに、職場の秩序の維持に務めなければならない。

（服務遵守事項）

第4条 職員は次の事項を守らなければならない。

- 一 許可無く職務以外の目的で会の施設、物品等を使用しないこと
- 二 職務に関連して自己の利益を図り、又は他より不当に金品を借用し、若しくは贈与を受けるなど不正な行為をおこなわないこと
- 三 会の名誉又は信用を傷つける行為をしないこと
- 四 会及び関係先の情報、機密を漏らさないこと
- 五 許可無く他の会社・団体等の報酬を伴う業務に従事しないこと
- 六 職務権限の濫用・性的な言動・嫌がらせ等によって他の職員に不利益を与えたり、就業環境を害さないこと（ハラスメント行為の禁止）
- 七 個人情報保護法を遵守すること
- 八 その他酒気をおびて就業するなど、職員としてふさわしくない行為をしないこと

（契約期間）

第5条 職員の雇用契約の期間は原則として1年間とする。契約期間満了後は会・職員双方の合意の下に、契約を更新する。更新期間は原則として1年間とする。

② 当会との雇用契約が通算して3年間を超える職員が、期間の定めのない雇用契約の締結の申し込みをしたときは、会は当該契約の申し込みを承諾したものとみなす。

（採用手続き及び提出書類）

第6条 会は、就職希望者のうちから書類選考・面接を経て職員を採用する。職員に採用された

者は、会が指定する書類を勤務開始日から2週間以内に提出しなければならない。

(試用期間)

第7条 新たに採用した者については、採用の日から3ヵ月間を試用期間とする。ただし、会が適当と認めるときは、この期間を短縮することができる。

②試用期間中に職員として不適格と認められた者は、解雇することがある。

③試用期間は、勤続年数に通算する。

(労働条件の明示)

第8条 会は、職員との雇用契約の締結に際しては、採用時の賃金、就業場所、従事する業務、労働時間、休日、その他の労働条件を明らかにする為に労働条件通知書を交付して、労働条件を明示するものとする。

(人事異動)

第9条 会は、業務上必要がある場合は、職員の就業場所又は従事する業務の変更を命ずることがある。又、会に籍を置いたまま他機関に出向を命じることがある。

(就労時間)

第10条 就労時間は、1週間については40時間、1日については8時間とする。

② 始業、終業の時刻は、次のとおりとする。ただし、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ又は繰り下げることがある。

	始業・終業時間
始業	午前10時00分
終業	午後7時00分

③ 前2項の規定にかかわらず、会は、職員に対し、職員の過半数を代表する者と、労働基準法第32条の3に基づき、次の事項を定めた労使協定を締結して、その職員にかかる始業及び終業の時刻をその職員の決定にゆだねることがある。

一 対象となる職員の範囲

二 清算期間

三 清算期間における総労働時間

四 標準となる1日の労働時間

五 コアタイムを定める場合には、その開始・終了時刻

六 フレキシブルタイムを定める場合には、その開始・終了時刻

④前項の場合、締結した労使協定を就業規則に添付して就業規則の一部とし、就業規則に定めのない場合は、当該協定の定める内容によるものとする。

⑤休憩時間は、労働時間の途中の1時間とする。

(休日)

第11条 休日は次のとおりとする。

一 土曜日及び日曜日

二 国民の祝日（日曜日と重なったときは翌日）

三 会が指定する日

②業務の都合により必要やむを得ない場合は、あらかじめ前項の休日を同一賃金計算期間内の他の日と振り替えることがある。

③週は日曜日に始まり土曜日に終わるものとする。法定休日は日曜日とする。ただし、会は、業務上の必要に応じて同一週の他の日を法定休日として他の日を法定休日として振り替えることができる。

(時間外及び休日労働)

第 12 条 業務の都合により、第 10 条の所定労働時間を超え、又は前条の所定休日に労働させることがある。この場合において、法定の労働時間を超える労働又は法定の休日における労働については、あらかじめ会は職員代表と書名による協定を締結し、これを所轄の労働基準監督署長に届けるものとする。

② 会は、妊娠中または産後 1 年未満の職員から請求があった場合、時間外、休日労働又は深夜(午後 10 時から午前 5 時まで)の労働に従事させない。

(在宅勤務)

第 13 条 業務の都合により、自宅で勤務させることがある。在宅勤務の条件及び手続については「在宅勤務規程」の定めるところに従う。

(年次有給休暇等)

第 14 条 各年次ごとに所定労働日の 8 割以上出勤した職員に対しては、次のとおり勤続年数に応じた日数の年次有給休暇を付与する。

勤続年数	3 ヶ月	1 年 3 ヶ月	2 年 3 ヶ月	3 年 3 ヶ月	4 年 3 ヶ月	5 年 3 ヶ月	6 年 3 ヶ月 以上
付与日数	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日

②第 1 項の規定にかかわらず、2018 年 4 月 1 日以降に入職した職員については、各年次ごとに所定労働日の 8 割以上出勤した職員に対しては、次のとおり勤続年数に応じた日数の年次有給休暇を付与する。この場合において、初年度については付与すべき年次有給休暇のうち 5 日間を勤務開始日に所定の要件を充足したものとみなして付与する。

勤続年数	3 ヶ月	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年以上
付与日数	10 日 (勤務開始日に 5 日)	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日

③会は、職員代表との書面による協定により前 2 項の年次有給休暇のうち、1 年について 5 日間の範囲内で時間単位の年次有給休暇を付与する。

④職員は、欠務期間が暦日 9 日間を超える有給休暇を取得しようとする場合は、指定しようとする休暇の初日の 1 か月前までに上長に対して休暇取得の申し出を行い、上長との間で調整を行わなければならない。職員が調整を経ずに休暇届を提出したときは、当該休暇届に係る有給休暇の

取得を認めない場合がある。

⑤年次有給休暇の残余日数は、翌年に限り繰り越すことができる。

⑥職員は、第1項及び第2項の年次有給休暇の付与日から1年間に年次有給休暇を少なくとも5日間取得しなければならない。ただし、1年間の年次有給休暇付与日数が10日間未満の職員はこの限りではない。

⑦前項で定めた有給休暇の取得を確実にするため、会は、職員の年次有給休暇の取得状況に応じて年次有給休暇取得希望を聴取し取得日の指定を行うことがある。

（赴任準備休暇）

第15条 海外事務所赴任の内示を受けた職員は、2日間の赴任準備休暇を取得することができる。

②赴任準備休暇は有給とする。

（リフレッシュ休暇）

第16条 海外のハードシップカテゴリーE又はDの地域に出張する職員は、同地域での勤務期間が2か月を経過するごとに、4日間のリフレッシュ休暇を申請により取得することができる。

②リフレッシュ休暇は有給とする。

③リフレッシュ休暇と年次有給休暇および振替休日は、これらを併せて取得することができる。ただし、休暇と休日を合わせた期間が10日間を超えない場合に限る。

④海外のハードシップカテゴリーE又はDの地域に出張する職員が、リフレッシュ休暇を取得する場合、海外駐在員実務要項の規定に準じてリフレッシュ休暇交通費補助及びリフレッシュ休暇定額手当を支給する。

（緊急支援リフレッシュ休暇）

第17条 緊急支援事業に従事する職員は、「緊急支援リフレッシュ休暇取得規程」の定めるところにより、緊急支援リフレッシュ休暇を取得することができる。

（年末年始休暇）

第18条 12月29日から翌年1月4日までは年末年始休暇とする。

（慶弔休暇）

第19条 職員は、以下の事由の場合、慶弔休暇を取得することができる。

一 本人が結婚したとき 休日を含め1週間の連続休暇

二 妻が出産したとき 2日間の休暇

三 配偶者、一親等親族が死亡したとき 休日を含め10日間の連続休暇

四 二親等親族が死亡したとき 3日間の休暇

五 三親等親族が死亡したとき 1日間の休暇

②前項第一号の休暇を取得する者は、有給休暇（振替休日を含む、以下同じ）を併せて取得することができる。ただし、慶弔休暇、有給休暇、休日の合計日数が12日間を超える場合はこの限りでない。

③第一項第一号の休暇を結婚後直ちに取得しない場合においては、結婚時に休暇取得予定時期を申告しなければならない。

④慶弔休暇の期間は通常の給与を支払う。

⑤慶弔休暇を取得しようとする職員は、上長に対し取得事由に該当する具体的事情を説明しなければならない。上長は、休暇取得の必要性と妥当性が認められる範囲内で慶弔休暇の日数及び日程を承認しなければならない。

(傷病休暇)

第20条 職員が重度の負傷または疾病により就業できなくなった場合、下記の通り傷病休暇を取得することができる。(医師・医療機関による診断書を提出すること)

一 公傷病

イ 傷病の原因が業務に直接関係あると認められる場合、公傷病休暇とする。ただし業務に関係ある傷病でも、職員の故意または重大な過失が原因の場合は除く。

ロ 公傷病休暇は原則1ヵ月以内とする。1ヵ月を超えてなお療養が必要であると認められる場合には、さらに1ヵ月休暇を延長(事務局長の承認が必要)するか、または傷病による休職とする。

ハ 公傷病休暇期間中は、各種手当を含む給与全額を支給する。

二 私傷病

傷病の原因が業務に直接関係ない場合、別に定める「私傷病特別休暇・傷病休職規程」に準じる。

(産前産後の休暇)

第21条 妊娠中の職員は、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)から産前休暇を取得することができる。

② 出産した職員は、8週間産後休暇を取得することができる。ただし職員が希望する場合にはこの期間を6週間とし、医師が支障がないと認めた業務を行うことができる。

(母性健康管理のための休暇等)

第22条 妊娠中又は出産後1年未満の職員は、母子保健法に定める健康診査又は保健指導を受けるために、以下の通り休暇を取得することができる。

一 産前の場合

妊娠23週まで 4週に1回

妊娠24週から35週まで 2週に1回

妊娠36週から出産まで 1週に1回

ただし、医師又は助産師(以下「医師等」という)がこれと異なる指示をしたときは、その指示により必要な頻度とする。

二 産後(1年以内)の場合 医師等の指示により必要な頻度。

② 妊娠中又は出産後1年未満の職員は、勤務時間について保健指導又は健康診査に基づく医師等の指導を受けた場合、以下の措置を受けることができる。

一 妊娠中の通勤緩和

通勤時の混雑を避けるよう指導された場合は、原則として1時間の勤務時間短縮又は1時間以内の時差出勤

二 妊娠中の休憩の特例

休憩時間について指導された場合は、適宜休憩時間の延長、休憩の回数の増加

三 妊娠中又は出産後の諸症状に対応する措置

妊娠又は出産に関する諸症状の発生又は発生のおそれがあるとして指導された場合は、その

指導事項を守ることができるようにするため作業の軽減、勤務時間の短縮、休業等

③ 本条第1項に定める休暇は、いずれも無給とする。

(育児時間等)

第23条 1歳に満たない子を養育する女性職員から請求があったときは、休憩時間のほかに1日について2回、1回について30分の育児時間を与える。

②生理日の就業が著しく困難な女性職員から請求があったときは、必要な期間休暇を与える。

③第1項の育児時間、第2項の休暇は、いずれも無給とする。

(育児休業等)

第24条 子を養育する職員は、「育児休業及び育児短時間勤務に関する規程」の定めるところにより、育児休業又は育児短時間勤務をすることができる。

(子の看護休暇)

第25条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

②子の看護休暇は、1時間単位または半日単位(1日の所定労働時間の2分の1)で取得することができる。

③本条第1項に定める休暇は無給とする。

(介護休業等)

第26条 家族を介護する必要がある職員は、「介護休業及び介護短時間勤務に関する規程」の定めるところにより、介護休業又は介護短時間勤務をすることができる。

(健康診断の受診)

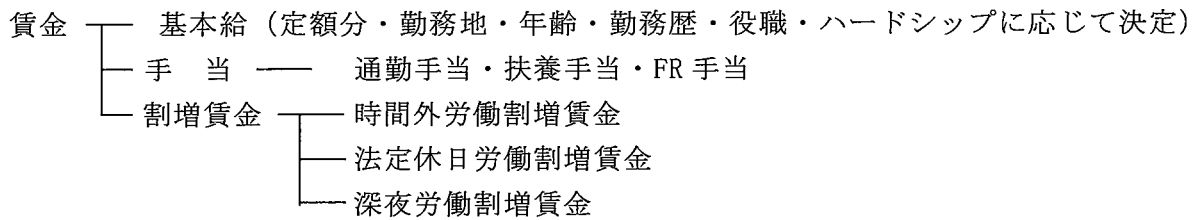
第27条 職員は各年度内に1回、一般健康診断を受診しなければならない。健康診断の受診に必要な時間は勤務時間とみなす。

②職員は前項の他に、会が必要と認めたときは、会の指定する医療機関による健康診断を受けなければならない。

③会は前項の健康診断の結果により、業務の制限・転換・またはその他の保健措置を講ずることがある。

(賃金の構成)

第 28 条 賃金の構成は、次のとおりとする。



(基本給)

第 29 条 基本給は、定額分のほか各職員の勤務地・年齢・勤務歴・役職・ハードシップに基づき決定する。金額は別に定める賃金体系表のとおりとする。

(通勤手当)

第 30 条 通勤手当は、月額 30,000 円迄の範囲内において通勤に要する実費を支給する。ただし、経済的で合理的な経路として会が承認した費用に限る。

(扶養手当)

第 31 条 扶養手当は、「扶養手当支給要領」の定めるところにより、扶養家族 2 人まで、1 人あたり月額 10,000 円を支給する。

(FR 手当)

第 32 条 準認定ファンドレイザーまたは認定ファンドレイザーの試験に合格した職員に対しては、「ファンドレイザー手当支給規程」の定めるところにより、FR 手当を支給する。

(割増賃金)

第 33 条 会の賃金は以下の所定労働日数を基に計算する。

年 365 日－休日 124 日＝所定労働日数 241 日

② 割増賃金は、次の計算により支給する。

一 時間外労働割増賃金

(基本給) ÷ 1 ヶ月平均所定労働時間 (160 時間) × 1.25 × (当該清算期間における総労働時間－8 時間 × 当該清算期間内の所定労働日数)

二 法定休日労働割増賃金 (法定休日に労働をさせた場合)

(基本給) ÷ 1 ヶ月平均所定労働時間 (160 時間) × 1.35 × 休日労働時間

三 深夜労働割増賃金 (午後 10 時から午前 5 時までの間に労働させた場合)

(基本給) ÷ 1 ヶ月平均所定労働時間 (160 時間) × 0.25 × 深夜労働時間

(休暇等の賃金)

第 34 条 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

② 産前産後の休業期間、育児・介護法に基づく育児休業の期間、育児時間、生理日の不就業日、及び子の看護休暇は無給とする。

③ 休職期間中は、各種手当を含む賃金を支給しない。

④無給扱いの休暇中は、基本給を支給しない。その控除額の計算方法は、第35条と同様とする。各種手当は控除対象外とする。

(欠勤等の扱い)

第35条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出の時間については、1時間当たりの賃金額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。その計算方法は以下の通りとする。

基本給÷1ヵ月平均所定労働時間(160時間)×欠務の合計時間数

(賃金の計算期間及び支払日)

第36条 割増賃金以外の賃金は、毎月25日に締切り、同日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときはその翌日に繰り下げて支払う。

②割増賃金は毎月25日に締切り、翌月25日に他の賃金と併せて支払う。

③欠務及び無給休暇分の賃金は毎月25日に締切り、翌月25日に支払うべき賃金から控除する。

④賃金計算期間の途中で採用され、又は退職した場合の賃金は、当該賃金計算期間の所定労働日数に労働した時間数を基準に計算して支払う。

⑤賃金計算期間の途中で賃金に変更された場合は、当該賃金計算期間の初日に賃金に変更されたものとみなして賃金を計算して支払う。

(賃金の支払いと控除)

第37条 賃金は、職員に対し、通貨で直接その全額を支払う。ただし、次に掲げるものは、賃金から控除する。

- 一 源泉所得税
- 二 健康保険及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
- 三 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- 四 職員代表との書面による協定により賃金から控除することとしたもの

(昇給)

第38条 昇給は、勤務開始後1年間を経過する毎に基本給について行うものとする。ただし、会の財務内容が著しく悪化その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

② 前項のほか、特別に必要な場合は、臨時に昇給を行うことがある。

③ 昇給額は、職員の欠勤状況等を考慮して各人ごとに決定する。

(特別手当)

第39条 特別手当は、職員に対し会の業績等を勘案して、7月及び12月に支給することがある。手当の額は、職員の欠勤状況などを考慮して各人ごとに決定する。

(宿泊場所のあっせん)

第40条 会は、職員に対し、「宿泊場所あっせん規程」の定めるところにより暫定的に利用する住居をあっせんする場合がある。

(定年等)

第41条 職員の定年は、満60歳とし、定年に達した日の属する月の末日をもって退職とする。ただし、継続雇用を希望する者は嘱託職員として再雇用する。

②事務局長は、職員が満60歳に達する日の3か月前の日の属する月の月末までに当該職員と面談をおこない、継続雇用の希望の有無および当該職員の健康状態を確認し、嘱託職員としての職務内容、勤務日数、勤務時間、賃金等の労働条件について当該職員と合意のうえ決定しなければならない。

③退職を願い出て会から承認されたとき、又は退職願を提出して14日を経過したときは退職とする。

(退職金または勤務功労金)

第42条 職員となった者は、退職金または勤務功労金のいずれかを選択できる。

一 退職金 中小企業退職金共済制度により退職金を積み立て、退職時に受領

二 勤務功労金 職員が次のいずれかの方法を指定し受領

(1) 第一号の月額掛け金と同額を当会の退職積立金額に積み立て、退職時に受領

(2) 第一号の月額掛け金と同額を賃金とあわせて勤務期間中毎月受領

(解雇)

第43条 職員が次のいずれかに該当するときは、第7条で定める試用期間を除き30日前に予告して解雇するものとする。

一 勤務成績又は業務能力が著しく不良で、職員としてふさわしくないと認められたとき

二 刑法の定める犯罪に該当する行為を行なったとき、又は素行不良で職員としてふさわしくないと認められたとき

三 健康上の理由により、業務に耐えられないと認められたとき

四 事業の縮小、その他事業の運営上やむを得ない事情により、職員の減員が必要となったとき

五 その他前各号に準ずるやむを得ない事情があるとき

(懲戒の種類)

第44条 会は、職員が次条のいずれかに該当する場合は、その情状に応じ、次の区分により懲戒を行う。

一 けん責

始末書を提出させて、将来を戒める。

二 減給

始末書を提出させて、将来を戒めるとともに賃金を減ずる。この場合、減給の額は1事案について平均賃金の1日分の半額とし、一賃金支払期間の減給総額が当該賃金支払期間における賃金総額の10分の1を超えないものとする。ただし、減給総額が当該賃金支払期間における賃金総額の10分の1を超える部分については、翌月以降の賃金を減ずる。

三 出勤停止

始末書を提出させて、将来を戒めるとともに、7労働日以内の期間を定めて出勤を停止し、その期間の賃金は支払わない。

四 諭旨解雇

懲戒解雇相当の事由がある場合で本人に反省が認められるときは、解雇事由に関し本人に説諭して解雇することがある。諭旨解雇となる者には、状況を勘案して退職金の一部を支給しないことがある。

五 懲戒解雇

予告期間を設けることなく即時解雇する。ただし、労基法 20 条 1 項ただし書の定める解雇予告除外事由がある場合には、解雇予告手当を支給しない。懲戒解雇となる者には、その状況を勘案し、退職金の全部又は一部を支給しない。

(懲戒の事由)

第 45 条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その情状に応じ、けん責、減給又は出勤停止に処する。

- 一 正当な理由なく無断欠勤をしたとき
- 二 正当な理由なくしばしば遅刻、早退をしたとき
- 三 過失により会に損害を与えた時
- 四 素行不良で会内の秩序及び風紀を乱したとき
- 五 第 4 条に違反したとき

②従業員が次の各号のいずれかに該当するときは、その情状に応じ、諭旨解雇又は懲戒解雇に処する。ただし、反省が顕著に認められること等を勘案し、前項の処分にとどめることがある。

- 一 会の事業の受益者の権利を不当に侵害したとき
- 二 故意により会の物品を損壊し、会に重大な損害を与えたとき
- 三 自己又は第三者のために職員としての地位を不正に利用し、会に重大な損害を及ぼしたとき
- 四 会の名誉もしくは信用を著しく毀損する行為をし、又は会に重大な損害を与えたとき
- 五 支援者の個人情報等重要な情報を漏えいし、もしくは漏えいしようとし、会の名誉もしくは信用を棄損し、又は会に重大な損害を与えたとき
- 六 無許可で兼業し、会に重大な損害を与えたとき
- 七 暴行もしくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における影響力を用いることにより強いて性的関係を結びもしくはわいせつな行為をしたとき、又は、わいせつな言辞等を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき
- 八 他の職員に対し、職権を背景として部下を抑圧したうえで暴行、脅迫もしくは名誉棄損行為をしたとき、又は他の職員に対する嫌がらせ行為等を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき
- 九 業務上の指示または会の諸規程に著しく違反した場合で行為態様が悪質なとき
- 十 前項各号の行為を反復し、指導にもかかわらず改善がみられないとき

(懲戒の手続)

第 46 条 事務局長は、前条各号の懲戒事由の存在が疑われるときはその存否を確認するために、調査・認定委員会を設置することができる。調査・認定委員会は 3 名以上の職員で構成するものとする。事務局長は、外部専門家を調査・認定委員に選任することができる。

②職員は、前条各号の懲戒事由の存在があると思料するときは、事務局長に対して調査・認定委員会の設置を請求することができる。事務局長は、特段の事由がない限り、調査・認定委員会の

設置請求を拒むことはできない。

③調査・認定委員会は、中立公正を旨とし、事実の認定を速やかに行い、事務局長に事実認定の結果を報告しなければならない。調査・認定委員会は事実認定のみを行うものとし、事案の評価を行ってはならない。

④事務局長は、調査・認定委員会が懲戒事由に該当する事実があると認定したときは、その旨を理事長に報告しなければならない。

⑤理事長は、前項の報告を受けたときは、第45条各号の懲戒処分を決定するために、懲戒委員会を設置しなければならない。懲戒委員会は理事及び監事を含む3名以上の役職員で構成するものとする。

⑥理事長は、懲戒委員会の決議に基づき懲戒処分を行うものとする。

⑦会は、懲戒処分の内容、及び調査・認定委員会の事実認定の結果について、必要に応じて公表することができる。

附 則

実施 2002年4月1日

改訂 2003年4月1日

2005年7月25日

2007年5月16日

2011年9月1日

2013年3月29日

2013年10月25日

2017年5月1日（懲戒規定導入）

2018年4月1日（有給休暇分割付与、赴任準備休暇導入、リフレッシュ休暇導入）

2019年1月25日（フレックスタイム制導入）

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人難民を助ける会	事業年度	平成30年4月1日～31年3月31日
-----	------------------	------	--------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取寄附金	410,190,848 円
資産受贈益 (マイレージ・切手等の現物寄附)	4,097,273 円
正会員収入	868,000 円
協力会員収入	2,940,000 円
チャリティグッズ・イベント事業収入	17,809,020 円
受託・著作権収入	5,808,440 円
受取利息	497,648 円
補助金・助成金収入	1,523,453,477 円
雑収入 (講演料原稿料、保険金収入等)	5,885,420 円
為替評価益	3,419,333 円
	円
	円
	円
	円
合 計	1,974,969,459 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	住所等	寄附の目的等	支出金額
平成30年4月16日			東日本震災 送迎用車両燃料支援金	75,367 円
平成30年5月10日			熊本地震被災者 備品支援金	305,628 円
平成30年7月10日			九州北部豪雨 相談支援事業支援金	750,000 円
平成30年7月13日			在日難民支援金	6,000,000 円
平成30年7月20日			西日本豪雨被災 広島県坂町災害支援金	3,000,000 円
平成30年9月25日			震災被災者支援用車両支援金	2,672,590 円
平成30年10月3日			西日本豪雨被災者 備品支援金	170,000 円
平成30年10月25日			西日本豪雨被災者 備品支援金	526,009 円
平成30年11月12日			西日本豪雨被災者 備品支援金	72,360 円
平成30年11月19日			西日本豪雨被災者 備品支援金	127,117 円
平成30年12月6日			西日本豪雨被災者 備品支援金	136,404 円
平成30年12月13日			西日本豪雨 活動費支援金	413,934 円
平成30年12月18日			西日本豪雨被災者 備品支援金	91,108 円
平成30年12月20日			西日本豪雨被災者 備品支援金	2,114 円
平成30年12月20日			西日本豪雨被災者 備品支援金	972,524 円
平成30年12月20日			西日本豪雨被災者 備品支援金	81,890 円
平成30年12月28日			西日本豪雨被災者 備品支援金	644,389 円
平成30年12月28日			熊本地震被災者 支援用施設修繕支援金	1,350,000 円
平成31年1月17日			西日本豪雨被災者 備品支援金	114,062 円
平成31年1月24日			北海道地震被災者 支援用施設修繕支援金	2,235,600 円
平成31年2月1日			東日本震災 こおりやま子ども若者ネット立ち上げ支援金	404,000 円
平成31年2月18日			「こおりやま福祉寄り合い会議の運営を中心とした支援者の連携促進事業」支援金	373,500 円
平成31年3月6日			西日本豪雨被災者 備品支援金	44,020 円
平成31年3月13日			西日本豪雨 活動費支援金	545,608 円
平成31年3月13日			九州北部豪雨 事業継続に必要な物品購入のための支援金	1,100,000 円
平成31年3月13日			西日本豪雨 活動費支援金	531,812 円
平成31年3月13日			西日本豪雨 活動費支援金	531,126 円
平成31年3月27日			西日本豪雨 活動費支援金	471,865 円
	【以下はすべて現物による寄贈】			
平成30年4月13日			東日本震災被災者 生活用品寄贈	56,745 円
平成30年5月10日			東日本震災被災者 生活用品寄贈	59,748 円
平成30年5月28日			東日本震災被災者 備品寄贈	800,000 円
平成30年5月30日			東日本震災被災者 生活用品寄贈	13,608 円
平成30年6月5日			東日本被災者 支援用施設修繕	560,800 円
平成30年6月11日			東日本震災被災者 生活用品寄贈	55,838 円
平成30年6月15日			東日本震災被災者 生活用品寄贈	10,260 円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	住 所 等	寄附の目的等	支出金額
平成30年6月25日			東日本被災者 支援用施設修繕	289,000 円
平成30年7月12日			東日本震災被災者 生活用品寄贈	55,838 円
平成30年7月17日			東日本震災被災者 生活用品寄贈	14,364 円
平成30年7月26日			西日本豪雨被災者 備品寄贈	184,000 円
平成30年7月26日			西日本豪雨被災者 備品寄贈	97,172 円
平成30年7月26日			西日本豪雨被災者 備品寄贈	47,394 円
平成30年7月26日			西日本豪雨被災者 生活用品寄贈	36,000 円
平成30年7月26日			西日本豪雨被災者 備品寄贈	70,580 円
平成30年7月26日			西日本豪雨被災者 備品寄贈	277,465 円
平成30年7月27日			西日本豪雨被災者 備品寄贈	247,716 円
平成30年8月8日			震災被災者支援用車両寄贈	210,000 円
平成30年8月8日			東日本被災者 支援用施設修繕	149,800 円
平成30年8月8日			西日本豪雨被災者 備品寄贈	366,313 円
平成30年8月8日			西日本豪雨被災者 備品寄贈	219,350 円
平成30年8月9日			西日本豪雨被災者 備品寄贈	65,200 円
平成30年8月16日			東日本震災被災者 生活用品寄贈	15,044 円
平成30年8月20日			東日本震災被災者 活動支援	20,982 円
平成30年8月20日			西日本豪雨被災者 備品寄贈	117,599 円
平成30年8月21日			西日本豪雨被災者 支援用施設修繕	508,000 円
平成30年8月23日			西日本豪雨被災者 支援用施設修繕	136,080 円
平成30年8月23日			震災被災者支援用車両寄贈	2,500,000 円
平成30年8月23日			西日本豪雨被災者 備品寄贈	150,120 円
平成30年8月27日			西日本豪雨被災者 支援用施設修繕	756,000 円
平成30年8月29日			東日本震災被災者 生活用品寄贈	18,468 円
平成30年8月31日			東日本震災被災者 備品寄贈	98,320 円
平成30年9月10日			東日本震災被災者 備品寄贈	842,400 円
平成30年9月12日			西日本豪雨被災者 備品寄贈	33,004 円
平成30年9月18日			東日本震災被災者 備品寄贈	190,000 円
平成30年9月18日			東日本震災被災者 生活用品寄贈	35,441 円
平成30年9月26日			東日本震災被災者 生活用品寄贈	10,260 円
平成30年9月27日			西日本豪雨被災者 備品寄贈	99,170 円
平成30年9月27日			東日本被災者 支援用施設修繕	1,782,000 円
平成30年10月10日			東日本被災者 支援用施設修繕	322,920 円
平成30年10月11日			東日本震災被災者 生活用品寄贈	10,260 円
平成30年10月16日			西日本豪雨被災者 支援用施設修繕	432,000 円
平成30年10月16日			震災被災者支援用車両寄贈	1,050,000 円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	住 所 等	寄附の目的等	支出金額
平成30年10月16日			西日本豪雨被災者 備品寄贈	367,200 円
平成30年10月16日			震災被災者支援用車両寄贈	6,500,000 円
平成30年10月16日			西日本豪雨被災者 支援用施設修繕	315,958 円
平成30年10月16日			震災被災者支援用車両寄贈	940,000 円
平成30年10月16日			西日本豪雨被災者 備品寄贈	15,120 円
平成30年10月16日			西日本豪雨被災者 備品寄贈	61,560 円
平成30年10月16日			西日本豪雨被災者 備品寄贈	54,000 円
平成30年10月25日			西日本豪雨被災者 備品寄贈	1,151,820 円
平成30年10月26日			西日本豪雨被災者 支援用施設修繕	259,200 円
平成30年10月26日			東日本震災被災者 生活用品寄贈	35,441 円
平成30年11月6日			震災被災者支援用車両寄贈	5,240,000 円
平成30年11月6日			西日本豪雨被災者 支援用施設修繕	2,106,000 円
平成30年11月6日			西日本豪雨被災者 備品寄贈	110,592 円
平成30年11月13日			震災被災者支援用車両寄贈	1,243,080 円
平成30年11月13日			東日本震災被災者 備品寄贈	297,000 円
平成30年11月13日			東日本震災被災者 備品寄贈	156,461 円
平成30年11月13日			東日本震災被災者 備品寄贈	195,912 円
平成30年11月13日			東日本被災者 支援用施設修繕	633,854 円
平成30年11月27日			西日本豪雨被災者 支援用施設修繕	1,311,120 円
平成30年11月27日			西日本豪雨被災者 支援用施設修繕	961,200 円
平成30年11月27日			西日本豪雨被災者 支援用施設修繕	248,940 円
平成30年11月27日			西日本豪雨被災者 支援用施設修繕	280,260 円
平成30年11月27日			西日本豪雨被災者 備品寄贈	89,100 円
平成30年11月27日			西日本豪雨被災者 支援用施設修繕	995,800 円
平成30年11月27日			西日本豪雨被災者 備品寄贈	397,990 円
平成30年11月27日			西日本豪雨被災者 備品寄贈	830,412 円
平成30年11月27日			震災被災者支援用車両寄贈	2,830,000 円
平成30年11月28日			東日本震災被災者 生活用品寄贈	4,104 円
平成30年11月30日			東日本震災被災者 備品寄贈	96,120 円
平成30年12月11日			北海道地震被災者 備品寄贈	198,240 円
平成30年12月11日			西日本豪雨被災者 支援用施設修繕	1,236,600 円
平成30年12月11日			西日本豪雨被災者 備品寄贈	248,400 円
平成30年12月11日			西日本豪雨被災者 備品寄贈	54,000 円
平成30年12月11日			東日本震災被災者 備品寄贈	1,047,600 円
平成30年12月12日			震災被災者支援用車両寄贈	2,540,000 円
平成30年12月12日			西日本豪雨被災者 備品寄贈	40,608 円
平成30年12月12日			西日本豪雨被災者 備品寄贈	86,021 円
平成30年12月12日			西日本豪雨被災者 備品寄贈	1,150,112 円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	住 所 等	寄附の目的等	支出金額
平成30年12月17日			東日本震災被災者 生活用品寄贈	35,441 円
平成30年12月21日			東日本震災被災者 備品寄贈	367,092 円
平成30年12月26日			東日本震災被災者 生活用品寄贈	12,312 円
平成30年12月26日			東日本震災被災者 備品寄贈	316,008 円
平成30年12月27日			震災被災者支援用車両寄贈	1,190,000 円
平成30年12月31日			東日本震災被災者 備品寄贈	97,200 円
平成31年1月9日			西日本豪雨被災者 備品寄贈	707,616 円
平成31年1月10日			西日本豪雨被災者 備品寄贈	2,052,000 円
平成31年1月10日			西日本豪雨被災者 備品寄贈	81,000 円
平成31年1月16日			東日本震災被災者 備品寄贈	97,200 円
平成31年1月17日			西日本豪雨被災者 備品寄贈	306,490 円
平成31年1月21日			東日本被災者 支援用施設修繕	297,970 円
平成31年1月22日			西日本豪雨被災者 支援用施設修繕	2,360,772 円
平成31年1月24日			東日本震災被災者 生活用品寄贈	37,590 円
平成31年1月24日			震災被災者支援用車両寄贈	1,320,000 円
平成31年1月29日			東日本震災被災者 生活用品寄贈	10,260 円
平成31年2月4日			東日本被災者 支援用施設修繕	1,375,056 円
平成31年2月4日			東日本被災者 支援用施設修繕	1,080,000 円
平成31年2月12日			西日本豪雨被災者 生活用品寄贈	987,120 円
平成31年2月14日			東日本震災被災者 備品寄贈	208,440 円
平成31年2月22日			東日本震災被災者 生活用品寄贈	37,590 円
平成31年2月26日			東日本震災被災者 生活用品寄贈	10,260 円
平成31年2月28日			西日本豪雨被災者 備品寄贈	206,700 円
平成31年2月28日			東日本震災被災者 備品寄贈	487,631 円
平成31年3月4日			西日本豪雨被災者 備品寄贈	7,941,240 円
平成31年3月5日			東日本被災者 支援用施設修繕	729,108 円
平成31年3月5日			東日本震災被災者 備品寄贈	999,972 円
平成31年3月6日			東日本震災被災者 備品寄贈	91,800 円
平成31年3月25日			東日本震災被災者 生活用品寄贈	10,260 円
平成31年3月29日			東日本震災被災者 備品寄贈	123,724 円
平成31年3月29日			東日本震災被災者 備品寄贈	102,200 円
平成31年3月29日			東日本震災被災者 備品寄贈	202,800 円
平成31年3月29日			東日本震災被災者 備品寄贈	98,820 円
平成31年3月29日			東日本震災被災者 備品寄贈	116,040 円
			合計	95,185,823 円

7 海外への送金等に関する事項

〔⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日〕

実施日	使 途	金 額
平成30年4月2日	シリア難民に対する複合的支援の経費として	USD 2,191.00 232,772 円
平成30年4月6日	ミャンマー事務所へ活動資金として	USD 17,000.00 1,834,640 円
平成30年4月6日	パキスタン事務所へ活動資金として	USD 14,000.00 1,487,360 円
平成30年4月6日	ミャンマー事務所へ活動資金として	USD 22,000.00 2,337,280 円
平成30年4月9日	ザンビア事務所へ活動資金として	USD 5,000.00 537,850 円
平成30年4月10日	ミャンマー避難民支援、衛生改善事業の経費として	USD 3,000.00 322,350 円
平成30年4月10日	アフガニスタン事務所へ活動資金として	USD 40,000.00 4,298,400 円
平成30年4月10日	アフガニスタン事業の活動資金として	USD 4,000.00 429,840 円
平成30年4月11日	シリア難民に対する食料支援等の経費として	USD 40,282.00 4,343,205 円
平成30年4月16日	トルコ(ガジアンテップ)事務所へ活動資金として	USD 43,000.00 4,653,030 円
平成30年4月17日	トルコ事務所へ活動資金として	USD 90,000.00 9,700,200 円
平成30年4月17日	ラオス事務所へ活動資金として	USD 2,000.00 215,620 円
平成30年4月17日	バングラデシュ事務所へ活動資金として	USD 5,000.00 531,200 円
平成30年4月24日	トルコ事務所へ活動資金として	USD 97,000.00 10,305,280 円
平成30年4月25日	シリア難民に対する食料支援の経費として	USD 91,080.00 9,984,189 円
平成30年4月25日	シリア難民に対する衛生用品支援の経費として	USD 61,919.28 6,787,591 円
平成30年4月26日	スーダン事務所へ活動資金として	EUR 28,492.34 3,825,381 円
平成30年5月1日	シリア難民に対する複合的支援の経費として	USD 2,277.00 248,989 円
平成30年5月7日	ミャンマー事務所へ活動資金として	USD 10,000.00 1,096,800 円
平成30年5月8日	アフガニスタンにおける、地雷・不発弾除去支援の経費として	USD 17,500.00 1,913,625 円
平成30年5月8日	アフガニスタン事務所へ活動資金として	USD 24,000.00 2,631,120 円
平成30年5月8日	アフガニスタン事業の活動資金として	USD 5,000.00 548,150 円
平成30年5月8日	パキスタン事務所へ活動資金として	USD 12,000.00 1,312,200 円
平成30年5月9日	ラオス事務所へ活動資金として	USD 9,000.00 990,180 円
平成30年5月9日	ザンビア事務所へ活動資金として	USD 10,000.00 1,100,100 円
平成30年5月10日	スーダン事務所へ活動資金として	GBP 3,703.15 561,767 円
平成30年5月10日	ミャンマー事務所へ活動資金として	USD 9,000.00 984,150 円
平成30年5月11日	スーダン事務所へ活動資金として	EUR 25,327.14 3,329,252 円
平成30年5月14日	シリア難民に対する食料支援等の経費として	USD 72,674.00 7,996,320 円
平成30年5月15日	トルコ事務所へ活動資金として	USD 94,000.00 10,381,360 円
平成30年5月16日	アテネ母子世帯の難民支援の経費として	EUR 2,000.00 263,060 円
平成30年5月23日	ウガンダ事務所へ活動資金として	USD 135,000.00 15,063,300 円
平成30年5月24日	トルコ事務所へ活動資金として	USD 124,000.00 13,559,400 円
平成30年6月1日	シリア難民に対する複合的支援の経費として	USD 2,277.00 247,510 円
平成30年6月5日	安全対策研修参加費用として	USD 1,500.00 165,930 円
平成30年6月6日	バングラデシュ事務所へ活動資金として	USD 5,000.00 561,650 円
平成30年6月7日	シリア難民に対する衛生用品支援の経費として	USD 60,600.00 6,716,298 円
平成30年6月7日	シリア難民に対する食料支援等の経費として	USD 75,900.00 8,411,997 円
平成30年6月8日	ミャンマー事務所へ活動資金として	USD 10,000.00 1,087,000 円
平成30年6月8日	ラオス事務所へ活動資金として	USD 6,500.00 706,550 円
平成30年6月12日	アフガニスタン事業の活動資金として	USD 3,500.00 388,745 円
平成30年6月12日	アフガニスタン事務所へ活動資金として	USD 26,000.00 2,887,820 円
平成30年6月12日	ミャンマー事務所へ活動資金として	USD 13,000.00 1,443,910 円
平成30年6月12日	パキスタン事務所へ活動資金として	USD 40,000.00 4,348,000 円
平成30年6月12日	スーダン事務所へ活動資金として	EUR 21,204.40 2,771,627 円
平成30年6月12日	ザンビア事務所へ活動資金として	USD 16,000.00 1,739,200 円
平成30年6月14日	トルコ事務所へ活動資金として	USD 50,000.00 5,551,500 円
平成30年6月18日	トルコ事務所へ活動資金として	USD 10,000.00 1,087,000 円
平成30年6月18日	ウガンダ事務所へ活動資金として	USD 290,000.00 32,268,300 円
平成30年6月18日	シリア難民に対する食料支援等の経費として	USD 48,272.00 5,371,708 円

7 海外への送金等に関する事項

〔⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日〕

実施日	使途	金	額
平成30年6月18日	ミャンマー避難民支援、衛生改善事業の経費として	USD	34,648.00 3,855,282 円
平成30年6月19日	バングラデシュ事務所へ活動資金として	USD	8,000.00 901,200 円
平成30年6月26日	トルコ事務所へ活動資金として	USD	135,000.00 14,674,500 円
平成30年6月28日	安全対策研修参加費用として	USD	1,521.45 168,500 円
平成30年6月28日	ミャンマー事務所へ活動資金として	USD	25,000.00 2,768,750 円
平成30年6月29日	トルコ(ガジアンテップ)事務所へ活動資金として	USD	20,000.00 2,223,000 円
平成30年7月2日	シリア難民に対する複合的支援の経費として	USD	2,277.00 251,700 円
平成30年7月3日	バングラデシュ事務所へ活動資金として	USD	2,500.00 276,350 円
平成30年7月3日	バングラデシュ事務所へ活動資金として	USD	5,000.00 552,700 円
平成30年7月3日	バングラデシュ事務所へ活動資金として	USD	10,000.00 1,134,400 円
平成30年7月4日	バングラデシュ事務所へ活動資金として	BDT	374,485.71 500,000 円
平成30年7月4日	ラオス事務所へ活動資金として	USD	4,500.00 499,680 円
平成30年7月5日	ミャンマー避難民支援、衛生改善事業の経費として	USD	315,805.17 35,095,428 円
平成30年7月9日	バングラデシュ事務所へ活動資金として	BDT	224,996.60 501,980 円
平成30年7月10日	アフガニスタン事業の活動資金として	USD	4,000.00 447,040 円
平成30年7月11日	ザンビア事務所へ活動資金として	USD	11,800.00 1,317,234 円
平成30年7月12日	ミャンマー事務所へ活動資金として	USD	16,000.00 1,806,080 円
平成30年7月13日	スーダン事務所へ活動資金として	EUR	21,289.27 2,823,170 円
平成30年7月17日	トルコ事務所へ活動資金として	USD	73,000.00 8,259,220 円
平成30年7月23日	アフガニスタン事務所へ活動資金として	USD	17,000.00 1,898,050 円
平成30年7月25日	アフガニスタンにおける、地雷・不発弾除去支援の経費として	USD	17,500.00 1,934,450 円
平成30年7月27日	トルコ(ガジアンテップ)事務所へ活動資金として	USD	20,000.00 2,237,600 円
平成30年7月27日	トルコ(ガジアンテップ)事務所へ活動資金として	USD	50,000.00 5,594,000 円
平成30年7月30日	シリア難民に対する飲料水支援の経費として	USD	8,600.00 950,644 円
平成30年8月1日	トルコ事務所へ活動資金として	USD	50,000.00 5,527,000 円
平成30年8月1日	シリア難民に対する食料支援等の経費として	USD	72,708.19 8,184,760 円
平成30年8月1日	トルコ事務所へ活動資金として	USD	50,000.00 5,627,000 円
平成30年8月1日	ミャンマー事務所へ活動資金として	USD	17,000.00 1,913,690 円
平成30年8月3日	トルコ事務所へ活動資金として	USD	20,000.00 2,220,200 円
平成30年8月3日	ラオス事務所へ活動資金として	USD	5,500.00 618,805 円
平成30年8月3日	ラオス事務所へ活動資金として	USD	17,000.00 1,887,170 円
平成30年8月8日	トルコ事務所へ活動資金として	USD	100,000.00 11,101,000 円
平成30年8月8日	アフガニスタン事業の活動資金として	USD	5,000.00 560,750 円
平成30年8月8日	パキスタン事務所へ活動資金として	USD	10,000.00 1,110,100 円
平成30年8月8日	スーダン事務所へ活動資金として	EUR	63,572.77 8,285,439 円
平成30年8月9日	ザンビア事務所へ活動資金として	USD	13,000.00 1,443,130 円
平成30年8月10日	スーダン事務所へ活動資金として	EUR	22,038.56 2,841,872 円
平成30年8月13日	トルコ事務所へ活動資金として	USD	25,000.00 2,781,500 円
平成30年8月20日	ウガンダ事務所へ活動資金として	USD	102,000.00 11,348,520 円
平成30年8月20日	ミャンマー事務所へ活動資金として	USD	13,000.00 1,446,380 円
平成30年8月20日	アフガニスタン事務所へ活動資金として	USD	52,000.00 5,784,480 円
平成30年8月23日	ミャンマー事務所へ活動資金として	USD	10,000.00 1,114,900 円
平成30年9月5日	ミャンマー事務所へ活動資金として	USD	8,000.00 888,480 円
平成30年9月7日	パキスタン事務所へ活動資金として	USD	15,000.00 1,667,850 円
平成30年9月10日	アフガニスタン事業の活動資金として	USD	8,000.00 893,360 円
平成30年9月12日	アフガニスタン地雷回避教育の経費として	USD	17,734.00 1,991,173 円
平成30年9月13日	ミャンマー事務所へ活動資金として	USD	10,000.00 1,121,300 円
平成30年9月13日	ザンビア事務所へ活動資金として	USD	9,000.00 1,009,170 円
平成30年9月13日	ラオス事務所へ活動資金として	USD	10,500.00 1,166,130 円
平成30年9月13日	バングラデシュ事務所へ活動資金として	USD	20,000.00 2,281,600 円

7 海外への送金等に関する事項

〔⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日〕

実施日	使 途	金 額
平成30年9月14日	ウガンダ事務所へ活動資金として	USD 20,000.00 2,256,200 円
平成30年9月14日	アフガニスタン事務所へ活動資金として	USD 58,000.00 6,542,980 円
平成30年9月14日	スーダン事務所へ活動資金として	EUR 42,238.35 5,580,108 円
平成30年9月18日	トルコ(ガジアンテップ)事務所へ活動資金として	USD 50,000.00 5,626,500 円
平成30年9月18日	トルコ事務所へ活動資金として	USD 65,000.00 7,314,450 円
平成30年9月19日	ミャンマー事務所へ活動資金として	USD 20,000.00 2,260,200 円
平成30年9月20日	バングラデシュ事務所へ活動資金として	USD 20,000.00 2,281,600 円
平成30年9月26日	トルコ事務所へ活動資金として	USD 125,000.00 13,882,500 円
平成30年10月2日	外務省NGO海外スタディ・プログラム参加費用として	GBP 1,226.00 185,640 円
平成30年10月4日	ラオス事務所へ活動資金として	USD 5,500.00 624,635 円
平成30年10月5日	パキスタン事務所へ活動資金として	USD 25,000.00 2,870,750 円
平成30年10月5日	アフガニスタン事業の活動資金として	USD 6,000.00 688,980 円
平成30年10月10日	ザンビア事務所へ活動資金として	USD 11,000.00 1,251,360 円
平成30年10月11日	トルコ(ガジアンテップ)事務所へ活動資金として	USD 41,740.00 4,719,124 円
平成30年10月11日	トルコ(ガジアンテップ)事務所へ活動資金として	USD 8,260.00 938,088 円
平成30年10月11日	アフガニスタン事務所へ活動資金として	USD 68,000.00 7,688,080 円
平成30年10月11日	ミャンマー事務所へ活動資金として	USD 13,000.00 1,476,410 円
平成30年10月12日	ウガンダ事務所へ活動資金として	USD 160,000.00 18,062,400 円
平成30年10月12日	スーダン事務所へ活動資金として	EUR 40,024.44 5,250,005 円
平成30年10月16日	トルコ事務所へ活動資金として	USD 75,000.00 8,444,250 円
平成30年10月17日	アフガニスタンにおける、地雷・不発弾除去支援の経費として	USD 15,000.00 1,703,550 円
平成30年10月17日	シリア難民に対する食料支援等の経費として	USD 70,985.00 8,029,113 円
平成30年10月17日	スーダン事務所へ活動資金として	USD 700.00 79,499 円
平成30年10月18日	ミャンマー事務所へ活動資金として	USD 5,000.00 567,200 円
平成30年10月22日	ミャンマー避難民支援、衛生改善事業の経費として	USD 240,246.00 27,193,444 円
平成30年10月23日	トルコ事務所へ活動資金として	USD 140,000.00 15,899,800 円
平成30年10月26日	アフガニスタン、バリアフリー学校建設費用の一部資金として	USD 10,646.00 1,204,914 円
平成30年11月2日	シリア難民に対する食料支援等の経費として	USD 71,235.00 8,091,583 円
平成30年11月6日	アフガニスタン事業の活動資金として	USD 4,000.00 456,000 円
平成30年11月6日	パキスタン事務所へ活動資金として	USD 19,000.00 2,166,000 円
平成30年11月9日	カンボジア事務所へ活動資金として	USD 2,000.00 229,460 円
平成30年11月12日	Community World Service Asia 研修参加費用として	USD 825.00 94,578 円
平成30年11月12日	アフガニスタン事業の活動資金として	USD 32,000.00 3,668,800 円
平成30年11月12日	ザンビア事務所へ活動資金として	USD 10,000.00 1,132,600 円
平成30年11月13日	トルコ(ガジアンテップ)事務所へ活動資金として	USD 50,000.00 5,719,000 円
平成30年11月13日	ミャンマー事務所へ活動資金として	USD 18,000.00 2,038,680 円
平成30年11月15日	ミャンマー事務所へ活動資金として	USD 14,000.00 1,601,180 円
平成30年11月16日	バングラデシュ事務所へ活動資金として	USD 10,000.00 1,132,600 円
平成30年11月19日	ラオス事務所へ活動資金として	USD 3,500.00 396,410 円
平成30年11月19日	ウガンダ事務所へ活動資金として	USD 10,000.00 1,134,300 円
平成30年11月19日	ウガンダ事務所へ活動資金として	USD 7,000.00 792,820 円
平成30年11月19日	トルコ事務所へ活動資金として	USD 60,000.00 6,805,800 円
平成30年11月19日	トルコ事務所へ活動資金として	USD 5,000.00 566,300 円
平成30年11月28日	シリア難民に対する食料支援等の経費として	USD 74,165.00 8,491,150 円
平成30年12月4日	トルコ事務所へ活動資金として	USD 140,000.00 15,885,800 円
平成30年12月5日	ミャンマー事務所へ活動資金として	USD 20,000.00 2,272,200 円
平成30年12月5日	カンボジア事務所へ活動資金として	USD 6,000.00 680,820 円
平成30年12月7日	パキスタン事務所へ活動資金として	USD 40,000.00 4,539,600 円
平成30年12月7日	ザンビア事務所へ活動資金として	USD 10,000.00 1,134,700 円
平成30年12月13日	スーダン事務所へ活動資金として	EUR 15,863.59 2,061,632 円

7 海外への送金等に関する事項

〔⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日〕

実施日	使途	金	額
平成30年12月13日	ミャンマー事務所へ活動資金として	USD 16,000.00	1,815,520 円
平成30年12月14日	ラオス事務所へ活動資金として	USD 27,000.00	3,086,910 円
平成30年12月14日	トルコ(ガジアンテップ)事務所へ活動資金として	USD 50,000.00	5,716,500 円
平成30年12月14日	アフガニスタン事業の活動資金として	USD 37,600.00	4,298,808 円
平成30年12月19日	ウガンダ事務所へ活動資金として	USD 40,000.00	4,528,000 円
平成30年12月19日	トルコ事務所へ活動資金として	USD 60,000.00	6,792,000 円
平成30年12月19日	トルコ事務所へ活動資金として	USD 8,000.00	907,760 円
平成30年12月20日	シリア難民に対する食料支援等の経費として	USD 73,285.00	8,305,389 円
平成30年12月28日	ミャンマー避難民支援、衛生改善事業の経費として	USD 346,476.00	38,701,369 円
平成30年12月28日	アフガニスタン事業の活動資金として	USD 6,000.00	670,320 円
平成30年12月28日	アフガニスタン事務所へ活動資金として	USD 1,000.00	113,470 円
平成30年12月28日	アフガニスタン事務所へ活動資金として	USD 33,000.00	3,686,760 円
平成30年12月28日	アフガニスタン事務所へ活動資金として	USD 43,600.00	4,870,992 円
平成31年1月7日	トルコ事務所へ活動資金として	USD 120,000.00	13,320,000 円
平成31年1月7日	バングラディッシュ事務所へ活動資金として	USD 9,000.00	999,000 円
平成31年1月8日	カンボジア事務所へ活動資金として	USD 9,000.00	999,000 円
平成31年1月9日	バングラディッシュ事務所へ活動資金として	USD 4,000.00	437,640 円
平成31年1月10日	ミャンマー事務所へ活動資金として	USD 12,000.00	1,306,800 円
平成31年1月11日	ウガンダ事務所へ活動資金として	USD 260,000.00	28,384,200 円
平成31年1月11日	ザンビア事務所へ活動資金として	USD 50,000.00	555,000 円
平成31年1月15日	シリア難民に対する食料支援の経費として	USD 196,590.00	21,451,900 円
平成31年1月15日	シリア難民に対する食料支援の経費として	USD 13,500.00	1,473,120 円
平成31年1月15日	ラオス事務所へ活動資金として	USD 16,000.00	1,776,000 円
平成31年1月15日	ミャンマー事務所へ活動資金として	USD 13,000.00	1,443,000 円
平成31年1月16日	トルコ事務所へ活動資金として	USD 18,500.00	2,019,090 円
平成31年1月16日	トルコ事務所へ活動資金として	USD 60,000.00	6,548,400 円
平成31年1月17日	アフガニスタン事務所へ活動資金として	USD 27,000.00	2,961,900 円
平成31年1月22日	トルコ(ガジアンテップ)事務所へ活動資金として	USD 50,000.00	5,519,500 円
平成31年1月23日	アフガニスタン地雷回避教育の経費として	USD 8,082.00	890,636 円
平成31年1月25日	スーダン事務所へ活動資金として	EUR 17,595.44	2,201,541 円
平成31年1月30日	トルコ事務所へ活動資金として	USD 110,000.00	12,210,000 円
平成31年1月31日	シリア難民に対する食料支援等の経費として	USD 71,185.00	7,805,435 円
平成31年2月4日	ザンビア事務所へ活動資金として	USD 70,000.00	762,720 円
平成31年2月5日	パキスタン事務所へ活動資金として	USD 1,000.00	108,960 円
平成31年2月5日	パキスタン事務所へ活動資金として	USD 34,000.00	3,764,820 円
平成31年2月5日	パキスタン事務所へ活動資金として	USD 3,000.00	332,190 円
平成31年2月6日	ミャンマー事務所へ活動資金として	USD 27,000.00	2,985,660 円
平成31年2月6日	カンボジア事務所へ活動資金として	USD 7,500.00	817,200 円
平成31年2月8日	バングラディッシュ事務所へ活動資金として	USD 6,000.00	663,240 円
平成31年2月14日	ウガンダ事務所へ活動資金として	USD 50,000.00	5,584,000 円
平成31年2月14日	ミャンマー事務所へ活動資金として	USD 20,000.00	2,179,200 円
平成31年2月22日	ラオス事務所へ活動資金として	USD 7,000.00	762,720 円
平成31年2月27日	トルコ事務所へ活動資金として	USD 120,000.00	13,075,200 円
平成31年2月28日	ミャンマー避難民支援、衛生改善事業の経費として	USD 304,231.00	33,943,052 円
平成31年3月4日	シリア難民に対する食料支援の経費として	USD 177,523.00	20,012,167 円
平成31年3月4日	シリア難民に対する食料支援の経費として	USD 10,965.00	1,236,084 円
平成31年3月4日	ミャンマー事務所へ活動資金として	USD 13,000.00	1,465,490 円
平成31年3月4日	ザンビア事務所へ活動資金として	USD 10,000.00	1,108,700 円
平成31年3月5日	アフガニスタン事業のための活動資金	USD 4,000.00	443,480 円
平成31年3月5日	パキスタン事務所へ活動資金として	USD 3,000.00	337,830 円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 難民を助ける会	チェック欄
-----	-------------------	-------

3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと	✓
--	---

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	平成30年4月1日～31年3月31日	25人	0人	0%	2人	0.8%
②	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
③	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
④	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

(例) 33.3333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正会員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいし、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人難民を助ける会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		25人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	人	人	人	人	人

役員の内訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	
吹浦房子		理事		○						H12/10/27 就任
志邨有紀枝		理事		○						H20/7/1 就任
高橋敬子		理事		○						H12/10/27 就任
原田美智子		理事		○						H16/6/19 就任
堀江良彰		理事		○						H16/6/19 就任
鷺田真理		理事		○						H12/10/27 就任
黒川多喜子		理事		○						H16/6/19 就任
杉田洋一		理事		○						H16/6/19 就任
伊勢崎賢治		理事		○						H16/6/19 就任
加藤 勉		理事		○						H19/6/25 就任
豪農 彬子		理事		○						H19/6/25 就任
白川 浩司		理事		○						H19/6/25 就任
谷川 真理		理事		○						H19/6/25 就任
三好 秀和		理事		○						H19/6/25 就任
伊藤由紀子		理事		○						H21/6/25 就任

菅沼真理子		理事		○						H21/6/25 就任
萩原ソバナ		理事		○						H21/6/25 就任
森 絵里咲		理事		○						H21/6/25 就任
田中 弥生		監事		○						H21/6/25 就任
山口 明彦		監事		○						H21/6/25 就任
伊藤 美智子		理事		○						H25/6/25 就任
名取 郁子		理事		○						H25/6/25 就任
忍足 謙朗		理事		○						H27/6/13 就任
河野 眞		理事		○						H27/6/13 就任
沼田 美穂		理事		○						H29/6/17 就任

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 難民を助ける会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金入出金伝票	単票	毎日	7年
現金出納帳	会計ソフト (PCA 公益法人会計ソフト使用) ルーズリーフ	10日毎	7年
預金出納帳	会計ソフト (PCA 公益法人会計ソフト使用) ルーズリーフ	毎日	7年
補助元帳	会計ソフト (PCA 公益法人会計ソフト使用) 電子データ保管	毎日	7年
総勘定元帳	会計ソフト (PCA 公益法人会計ソフト使用) ルーズリーフ	毎日	7年
売上伝票	販売管理ソフト (弥生販売ソフト使用) 電子データ保管	毎日	7年
仕入伝票	販売管理ソフト (弥生販売ソフト使用) 電子データ保管	毎日	7年
仕訳日記帳	会計ソフト (PCA 公益法人会計ソフト使用) ルーズリーフ	毎日	7年
固定資産台帳	会計ソフト (PCA 公益法人会計ソフト使用) ルーズリーフ	年1回 随時	7年
貯蔵品台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	随時	7年

賃金台帳	給与ソフト（弥生給与ソフト使用） ルーズリーフ	月1回	7年
支援者名簿	名簿管理ソフト（セールスフォース使用） 電子データ保管	随時	7年

（記載要領）

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

特定非営利活動法人 難民を助ける会
理事長 長 (志邨) 有紀枝 殿

指定社員
業務執行社員 公認会計士

指定社員
業務執行社員 公認会計士

当監査法人は、特定非営利活動法人難民を助ける会の2018年4月1日から2019年3月31日までの2018年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、活動計算書及び計算書類に対する注記並びに財産目録について監査を行った。

計算書類等に対する理事者の責任

理事者の責任は、計算書類に対する注記に記載された会計の基準に準拠して計算書類及び財産目録を作成することにある。また、計算書類及び財産目録の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及び財産目録を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及び財産目録に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び財産目録に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及び財産目録の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及び財産目録の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及び財産目録の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め計算書類及び財産目録の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及び財産目録が、すべての重要な点において、計算書類に対する注記に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

計算書類及び財産目録作成の基礎

計算書類に対する注記に記載のとおり、計算書類及び財産目録は、所管官庁に提出するために、「NPO法人会計基準」の規定に従い作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 難民を助ける会					チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること						✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと						
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと						
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること						
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること						
イ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉) (ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 難民を助ける会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意 する <input checked="" type="radio"/> しない <input type="radio"/>
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 難民を助ける会
-----	-------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
a	b	c	d	e
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
✓					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
㊦ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 難民を助ける会	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <small>(注1)</small> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 <small>(注2)</small> 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	----------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ